

登米市水道事業浄水施設等管理運転業務委託 質問に対する回答

受付番号	受理日	資料名	質問内容	回答日	回答
1	令和2年 9月14日	プロポーザル 方式実施要領 3頁第7条 (2)	プロポーザル参加申し込み時の提出書類について、有資格者名簿とそれを証明する書類を提出しますが、原則、実際に配置する従事者を名簿に記載するものとの理解でよろしいでしょうか。	令和2年 9月24日	配置する従事者名を記載してください。
2	令和2年 9月14日	公募型プロポーザル方式実施要領 3頁第9条5	業務提案書は洋白紙(A4縦)、両面印刷可、1部毎ファイリングとの理解でよろしいでしょうか。	令和2年 9月24日	A4判縦白紙で、1部毎にファイリングしてください。また、印刷形式は両面印刷で構いません。
3	令和2年 9月14日	公募型プロポーザル方式実施要領 3頁第9条6	業務提案書の表紙(様式第4号)の通し番号1/15~9/15(9部)は会社名の特定に繋がる記載ありとし、10/15~15/15(6部)は会社名の特定に繋がる記載箇所は黒塗り等とするとの理解でよろしいでしょうか。	令和2年 9月24日	業務提案書提出部数15部のうち、6部は会社名の特定に繋がる箇所を黒塗り等で塗りつぶして提出してください。
4	令和2年 9月14日	公募型プロポーザル方式実施事務基準 3頁11	新型コロナウイルス感染症対策の観点から、8/24開催の説明会と同様に、ヒアリング参加者をすべて宮城県内在勤在住者として、リモートではなく対面形式での開催をお願いします。	令和2年 9月24日	ヒアリング参加者は、すべて宮城県内在勤在住者とし、ヒアリングは対面形式で行います。

5	令和2年 9月14日	公募型プロポーザル方式実施事務基準 3頁11(2)	ヒアリング出席予定者は、参加申込（代表者、構成員）企業との雇用関係があるものとの理解でよろしいでしょうか。	令和2年 9月24日	そのとおりです。
6	令和2年 9月14日	公募型プロポーザル方式実施事務基準 3頁11(2)	ヒアリング出席予定者（4名）の報告は、洋白紙（A4）に「業務提案書に関するヒアリング出席予定者」のタイトルを付け、提出日を記載のうえ、会社名、所属、役職、氏名を表形式で4名分記載し提出でよろしいでしょうか（押印有り）。	令和2年 9月24日	そのとおりです。 なお、あて先は、登米市上下水道事業登米市長あてとなります。
7	令和2年 9月14日	公募型プロポーザル方式実施事務基準 3頁11(2)	ヒアリング出席予定者4名の報告について、報告日（提案書提出日）からヒアリング実施日までに出席者の変更が必要となった場合、「業務提案書に関するヒアリング出席予定者」の再提出をすることよろしいでしょうか。	令和2年 9月24日	出席予定者の変更は認めておりませんが、病気等、やむ負えない理由により、変更が生じた場合は、ヒアリング前日までに「業務提案書に関するヒアリング出席予定者」を再提出してください。
8	令和2年 9月14日	公募型プロポーザル方式実施事務基準 3頁11(2)	「ヒアリングに参加できる人数は4名までとし、途中交代は認めない」との記載がありますが、ヒアリング実施時間内（60分）での途中交代を認めないとの理解でよろしいでしょうか。	令和2年 9月24日	ヒアリング参加者は、提出した「業務提案書に関するヒアリング出席予定者」で記載した者となります。 それ以外の者は認めません。

9	令和2年 9月14日	公募型プロポ ーザル方式実 施事務基準 3頁11(3)	「ヒアリングは提出された業務提案書に基づいて行う」との記載がありますが、補足資料の配布や動画の放映などは一切できないものとの理解でよろしいでしょうか。	令和2年 9月24日	業務提案書以外の資料は認めません。補足資料は全て業務提案書に付してください。動画についても業務提案書以外となるため認めません。
10	令和2年 9月14日	公募型プロポ ーザル方式実 施事務基準 3頁11(4)	「ヒアリングの所要時間は1事業者あたり60分とする。時間配分は、説明及びプレゼンテーション40分程度、質疑応答20分程度とする。」とありますが、説明及びプレゼンテーションにおいて、パソコン画面を投影するスクリーンは登米市様にて御準備いただけるとの理解で良いでしょうか。	令和2年 9月24日	スクリーン及びプロジェクターについては本市で準備します。プロジェクターの持ち込みは可能ですが、持ち込む際は事前に連絡願います。
11	令和2年 9月14日	公募型プロポ ーザル方式実 施事務基準 4頁12(1) ア④	「財務諸表 直近2年間の損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書」とありますが、JV代表者は、連結損益計算書、連結貸借対照表、連結キャッシュフロー計算書、単独損益計算書、単独貸借対照表を作成しておりますが、単独キャッシュフロー計算書は有りませんので、ご了承ください。	令和2年 9月24日	指定した財務諸表が無い場合は、その旨記載願います。

1 2	令和 2 年 9 月 1 4 日	公募型プロポ ーザル方式実 施事務基準 4 頁 1 3 (1)	「業務受託見積書及び見積内訳書は、必ず業務提案書とは別に作成すること。」とありますが、日本水道協会発行の業務委託積算要領に示される様式を使用するとの理解でよろしいでしょうか。	令和 2 年 9 月 2 4 日	指定はありません。 日本水道協会積算要領等を参照願います。
1 3	令和 2 年 9 月 1 4 日	仕様書 3 頁 第 1 2 条 3	「乙は、水質検査に係る事故の防止と安全確保のため作業環境測定など必要な措置を講じなければならない。」とあります。対象業務は作業環境測定及びドラフトチャンバ一点検と考えますが、点検費用は乙の負担との理解でよろしいでしょうか。	令和 2 年 9 月 2 4 日	点検費用は乙の負担となります。
1 4	令和 2 年 9 月 1 4 日	仕様書 6 頁 第 2 7 条 2	「乙は、甲が水道法第 20 条第 3 項に規定された水質検査機関に委託する検体の採水や受け渡し等を行うこと。」とありますが、水質検査機関との契約及び支払については甲（委託者）が行うとの理解でよろしいでしょうか。	令和 2 年 9 月 2 4 日	20 条機関に関する費用は全て甲（発注者）の負担となります。
1 5	令和 2 年 9 月 1 4 日	特記仕様書 2 頁 第 7 条 4	「年間の目標額（基準使用量と単価から設定）を決め、その額の±5%を超える分について清算する。」とありますが、目標額を決める時期、設定方法等の詳細は契約時に協議にて決定するものとの理解でよろしいで	令和 2 年 9 月 2 4 日	契約時に甲（発注者）乙（受託者）協議の上決定します。

			しょうか。		
16	令和2年 9月14日	特記仕様書 3頁 第8条2(1)	「乙は、甲の所有する水質検査設備を使用するものとする。」とありますが、検査時に必要な試薬については、乙が購入するとの理解でよろしいでしょうか。	令和2年 9月24日	検査時に必要な試薬については乙（受託者）の負担となります。
17	令和2年 9月14日	特記仕様書 別表3	「定期保守点検業務の箇所と内容」に記載されているものの業務のうち、隔年となっている業務の実施年度及び回数は、資料閲覧時に示された定期保守点検業務特記仕様書の記載に基づくとの理解でよろしいでしょうか。	令和2年 9月24日	詳細については、定期保守点検業務特記仕様書のとおりとなります。
18	令和2年 9月14日	特記仕様書 別表3 別表8	保守点検が必要な水質検査機器について、特記仕様書別表3と別表8で対象機器と点検頻度に差がありますが、詳細が記載されている別表8を正とするという考えで宜しいでしょうか。	令和2年 9月24日	保守点検が必要な水質検査機器については、詳細は別表8となります。